

犯罪にあわれた方や そのご家族への支援が広がりました。

「宝塚市犯罪被害者支援条例」の全部を改正し、
平成31年(2019年)4月1日から犯罪被害者等への支援を拡充しました。



宝塚市の犯罪被害者等支援

支援金の支給

◇ 遺族支援金 300,000円

被害者が死亡した場合、その遺族である市民に支給

◇ 重傷病等支援金 100,000円

被害者が重傷病(医師の診断による1月以上の加療)等を負った場合、本人に支給

※支援の申請期間は、犯罪被害の発生を知った日から2年、又は、犯罪被害が発生した日から7年

◎日常生活の支援

◇ 家事援助費用の助成 1時間につき上限2,500円(合計25時間まで)

犯罪被害により、家事等に支障がある場合に、家事援助ヘルパーを利用する費用を助成

◇ 一時保育費用の助成 1回につき上限2,800円(合計5回まで)

犯罪被害による警察や司法手続きへの出頭などにより、家庭での保育に支障が出る場合に一時預かり保育を利用する費用を助成

※支援の申請期間は、犯罪被害が発生した日から3年

◎居住の安定

◇ 家賃助成 家賃月額2分の1で上限30,000円(合計6か月まで)

犯罪被害により、従前の住居に居住することが困難となり、新たに賃貸住宅に入居する場合にその家賃を助成

◇ 転居費用助成 上限200,000円(2回まで、助成額は2回の合計額)

犯罪被害により、従前の住居に居住することが困難となり、新たな住居に転居する場合にその費用を助成

◇ 市営住宅入居等の配慮

犯罪被害により、従前の住居に居住することが困難となり、市営住宅への入居等を希望される場合の配慮

・目的外使用 ・入居公募時における優先取扱い

(公営住宅法、宝塚市営住宅管理条例等に基づく)

※支援の申請期間は、犯罪被害が発生した日から5年

◎精神的な被害からの回復に向けた支援

◇ カウンセリング費用助成 1回につき上限5,000円(合計5回まで)

犯罪被害により受けた精神的被害からの回復のため、臨床心理士等によるカウンセリングを受けた場合の費用を助成

※支援の申請期間は、犯罪被害が発生した日から3年

※◎の支援が新規拡充の支援です。

※支援金の支給、日常生活の支援、居住の安定の対象者は、犯罪によりお亡くなりになられた方の遺族、1月以上の加療を要する重傷病等を負われたご本人などが対象です。

※精神的な被害からの回復に向けた支援(カウンセリング費用助成)の対象者は、人の生命又は身体を害する犯罪被害(性犯罪など含む)に遭われた方やそのご家族も対象です。重傷病等の要件はありません。

※国外での犯罪によりお亡くなりになられた方の遺族、障害を負われた方なども支援の対象です。ただし、国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律の支援金支給の対象となる方に限ります。

※各支援の詳細は、防犯交通安全課までお問い合わせください。

裏面もご覧ください

宝塚市犯罪被害者等支援条例(抜粋)

○目的

犯罪被害者等基本法に基づき、基本となる事項を定め、犯罪被害者等が必要とする施策を総合的に推進し、犯罪被害者等が受けた被害の回復及び軽減を図ることを目的とする。

○基本理念

- ・犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が平穏な生活を取り戻すまでの間、適切に途切れることなく行われなければならないものとする。
- ・犯罪被害者等の支援を行う際は、二次的被害を生じさせることのないよう十分に配慮して行われなければならないものとする。

○市の責務

- ・市は犯罪被害者等の支援策を策定し、実施しなければならない。
- ・市は、犯罪被害者等の支援のための施策が円滑に実施されるよう、関係機関等と連携協力しなければならない。

○市民及び事業者の責務

- ・市民及び事業者は、二次的被害を生じさせることのないよう十分配慮するとともに、犯罪被害者等を地域で支え合う重要性について理解を深め、市等が行う犯罪被害者等の支援に協力するよう努める。
- ・事業者は、犯罪被害者等が刑事手続に適切に関与することができるよう、その就労及び勤務について、十分に配慮するよう努める。

周りの人ができること > ちょっとした気遣いが温かい支援になります

犯罪被害を受けた後、犯罪被害者等が平穏な生活を取り戻すためには、身近な方や地域の方、犯罪被害者等を雇用する事業者などの理解と支えが必要です。周りの方々の温かな寄り添いが十分な支えとなります。

しかし、周りの方が励ましのつもりでかけた言葉が犯罪被害者等を傷つけてしまうことがありますので、十分注意しましょう。

<犯罪被害者等に二次的被害となる言葉の一例>

- × 頑張って、しっかりして
- × 早く忘れて前に進んで
- × これくらいの被害で済んでよかったね
- × あなたにも落ち度があったのでは？
- × もっとつらい人はたくさんいるよ
- × 思ったより元気そうだね
- × ○○の分までしっかり生きて

No !



* * * * * 犯罪被害者等のための主な相談窓口 * * * * *

□ 公益社団法人 ひょうご被害者支援センター

TEL078-367-7833 火・水・金・土(祝日等除く) 10:00~16:00

- ・弁護士による無料法律相談、臨床心理士による無料心理相談
- ・裁判所や病院などへの付き添い、裁判傍聴などの支援

□ ひょうご性被害ケアセンター「よりそい」(ひょうご被害者支援センター内)

TEL078-367-7874 月・火・水・金・土(祝日等除く)10:00~16:00

- ・弁護士による無料法律相談、臨床心理士による無料心理相談
- ・病院や関係機関への付添い支援

□ 兵庫県警察被害者支援室(サポートセンター)

TEL0120-338-274

月~金(祝日等除く) 9:00~17:45

- ・犯罪被害給付制度や各種支援制度の相談
- ・こころの悩み相談、カウンセリング

□ 宝塚市役所 犯罪被害者相談員による相談窓口

第2・第4木曜(祝日等除く) 10:00~12:00 1件60分

※前週の金曜日までに防犯交通安全課(TEL 0797-77-2061)へ要予約

被害者やそのご家族のいろいろな問題について、必要な情報の提供や助言等を行います。上記相談のほか、防犯交通安全課職員による相談は随時行っています。



犯罪被害者等支援
シンボルマーク
「ギョットちゃん」

宝塚市役所 都市安全部 生活安全室 防犯交通安全課

〒665-8665 宝塚市東洋町1番1号 TEL0797-77-2020 FAX0797-71-3336

表面もご覧ください